

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成26年7月22日(火) 午前10時00分～11時43分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川広昌、 2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、
4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一、 6番 幸前信雄、
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、
11番 鷺見宗重、 12番 内藤とし子、 14番 内藤皓嗣、
15番 小嶋克文、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、副市長

総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、行政G主事

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1. 報告及び連絡事項
2. 協議事項

① あり方計画及び市庁舎整備事業について

② 市庁舎整備事業に係る議会フロアーのあり方について

3. 審査事項

4. その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議がございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

委員長 本日の案件はお手元に配布されておる付議事項のとおりです。早速ですが、(1) 報告及び連絡事項を議題といたします。まず、本日の配布資料の説明を当局より求めます。

説(総務部) それでは、本日、報告及び連絡事項といたしまして、公共施設あり方計画(案)の説明会に関することと、庁舎整備に係る募集要項等につきまして資料をお配りしてございますので、それぞれの資料にもとづき、御説明を申し上げます。初めに、「H26年度公共施設あり方計画(案)」に関する市民の皆様への説明会の開催日程が決まりましたので、御報告をさせていただきます。

ます。お配りしてございますA3横長の説明会実施スケジュールを御覧いただきたいと思えます。まず、8月4日、月曜日の町内会・行政連絡会の会議終了後に、全町内会長を対象に説明会を開催をいたします。次に、地区説明会といたしまして、8月29日、金曜日、高浜小学校区を対象に開催をいたします。9月に入り、港小学校区、吉浜小学校区での開催、10月には、高取小学校区、翼小学校区と、順次、開催してまいります。また、市民の皆様への周知は、広報及び開催地区別に回覧により行ってまいります。以上が、市民の皆様に対する説明会の開催概要でございます。続きまして、市役所本庁舎整備事業に係る募集要項、要求水準書のたたき台を取りまとめましたので、その概要について御説明を申し上げます。若干、説明が長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。まず、お手元の募集要項(案)を御覧ください。この募集要項(案)は、5月の実施方針公表後、民間事業者等からの意見、質問を踏まえ、取りまとめを行ったものでございます。1ページをお願いいたします。まず、「1. 募集要項の位置づけ」でございます。この募集要項は、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり公表するものであり、応募者は募集要項及び別冊となっております要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書、それぞれの内容を踏まえて、公募に必要な書類を提出することとしております。次に、2ページをお願いいたします。「4. 提案」では、民間事業者に提案を求める内容として、大きく事業計画、施設計画、維持管理・運営計画の3提案を求めるものでございます。「5. 応募資格要件」では、主に参加資格要件、設計・建設・維持管理の参加資格要件を明記しております。5ページをお願いいたします。「6. 事業者の募集に関する事項」では、募集方式を実施方針と同様に、公開型プロポーザル方式とし、応募手続きとして、民間事業者に対し、参加表明書の提出と事業提案書の提出を求め、それぞれ指定した受付期限までに提出がなかった場合は、本事業に応募することはできないものとしております。次に、「7. 選定審査等」では、選定審査は、高浜市役所本庁舎整備事業事業者選定審査委員会で行い、資格審査、基本的条件の適合審査、提案内容の審査の3段階に分けて実施するものとしております。このうち提案内容の審査は、書類審査とプレゼンテーションにより行い、別冊の2、審査基準書(案)

の評価項目にもとづき評価を行うこととしております。選定審査委員会では、最優秀提案及び優秀提案を選定いたしますが、審査基準書（案）で定める最低評価点に満たない提案は対象外といたします。また、選定審査委員会での選定結果は、速やかに市ホームページ等で公表することとしております。9ページをお願いします。選定審査委員会の委員でございますが、現在、御覧の方々に委員就任の内諾を受けておりますが、今後、建築関係でもう1人を追加し、合計5名の委員により進めてまいりたいと考えております。なお、先ほど申し上げました審査基準（案）でございますが、現段階では、審査委員会委員の方々の意見が反映されたものとなっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。次に、今後のスケジュール（予定）でございます。募集要項等の公表は8月上旬、参加表明書の提出を9月下旬、事業提案書の提出を11月下旬に求め、12月においてプレゼンとヒアリング、提案審査を実施してまいりたいと考えております。続きまして、別冊の1-1、要求水準書（案）を御覧ください。1ページをお願いします。「(1) 要求水準書の位置づけ」でございます。この要求水準書は、民間事業者に要求する業務の水準を示すものであり、民間事業者に求める最低水準を規定するものとしております。次に、「(2) 本事業の基本的な考え方」でございますが、既に作成した実施方針でお示しをした考え方に、執務機能を再編、新たなワンストップサービスの構築といった視点から、「⑤市役所本庁舎と三河高浜駅前の『いきいき広場』の連携を図る」、このことを新たに追加しております。また、「(3) 事業者の業務範囲」につきましても、実施方針の内容に、「④現庁舎の解体撤去・敷地内の外構等の整備」を、新たに追加しております。次に、「(4) 事業スケジュール」につきましても、実施方針で示した内容に、2ページにありますように、現庁舎の解体撤去及びその他の公共施設・収益機能の整備期限を設けております。次に、3ページをお願いします。「2. 本事業における条件」では、「(1) 事業用地」、「(2) 提案を求める施設機能」、4ページの「(3) 提案を求める施設等の条件」につきましても、実施方針とほぼ同内容のものとしておりますが、「(4) 事業費」につきましても、実施方針では、引越費用と既存のシステム移設費を除く額を上限額としておりましたが、これらの費用についても民間事業者からの提案を求

めることとし、事業費の上限額は30億8,500万円となります。5ページをお願いします。支払方法につきましては、施設の賃料は毎月ごとの支払いとし、施設の維持管理相当分については物価変動に基づく改定を行うものとしております。また、収益機能の借地料につきましては、収益機能で使用する敷地部分の面積の4%を借地料としております。次に、6ページをお願いします。

「3. 施設整備の要求水準」では、「(1) 建築計画の要求水準」として、「①庁舎」から8ページの「⑩サイン」まで、それぞれの要求水準を明記しております。次に、「(2) 諸室の要求水準」でございますが、別冊の1-2、要求水準資料リスト(案)の3ページから6ページの資料1-2、諸室構成表を御覧いただきたいと思っております。新庁舎に配置すべき組織、部、グループ、必要とする面積、必要となる機能、設備等を明記し、いきいき広場、福祉部を含めて、ゼロベースで新たな執務機能の提案を求めるというものであります。なお、4ページでございます議会スペースにつきましては、現状の議会事務局、正副議長室、応接室、議場、委員会室、議員控室、図書室などを示し、面積的には、現状の756㎡から585㎡へと、減少をしております。再度、要求水準書の9ページをお願いします。議場につきましては、段差を設けないフラットなものとし、机、椅子類は可動式とする。また、音響機器類の整備や傍聴席についての要求水準を明記しております。10ページをお願いします。電気設備計画の要求水準では、「①共通事項」と15の設備についてそれぞれ要求水準を示し、11ページの機械設備計画の要求水準では、「①共通事項」のほか、7つの設備についてそれぞれ要求水準を示しております。16ページをお願いします。「7. 維持管理業務の要求水準」では、17ページの「(3) 業務区分」といたしまして、建築物保守管理業務、設備保守管理業務など9業務の提案を求めるとして、19ページ以降に、ただいま申し上げました9業務について、それぞれの業務方針、要求水準を明記しております。27ページをお願いします。「8. 運営業務の要求水準」では、民間事業者に求める業務として、受付・案内業務、電話交換業務、宿直業務、多目的ゾーンの運営業務を掲げ、それぞれの業務内容、業務実施条件、要求水準を明記しております。最後になりますが、本日、お示しをさせていただきました資料は、まだ、たたき台ということで、今後さ

らに精査し、8月上旬の公表につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 これにつきしましての質疑に関しましては、後ほどの協議事項の中に、あり方計画及び市庁舎整備事業についてという部分がございますので、そこにおいて、あるいは、きょう初めて見たものでございますので、この後、変更があるやというお話もございますけども、また持ち帰り、御検討いただいた中で、次回のときに御質問いただくような部分になるかもしれません。ですので、本日の報告事項及び連絡事項の中での質疑は取りやめさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

2 協議事項について

① あり方計画及び市庁舎整備事業について

委員長 それでは、次に協議事項を議題といたします。あり方計画及び市庁舎整備事業については、事前に質疑事項を提出していただいておりますので、提出された委員から質疑事項の説明をお願いしてその後、回答をお願いするという形で進めさせていただきます。それでは、6番、幸前信雄委員。

問（6） 高浜市公共施設のあり方計画（案）ということで、いただいているんですけども、これの一番最後のページ、財政見通しについて資料をつけられていますけども、これをよく見ると、第2波に入ってくると、ずっと収支マイナスが続いております。これというのは、財政的に高浜市が継続していけるという計画になっているのかどうか、その辺のところを御説明願いたいと思います。

答（総務部） 今回お示しをさせていただきました長期財政見通しでございますけども、高浜市の厳しい将来を財政シミュレーションとして、職員、また、市民、議員の皆様方にお示しをさせていただいたものであります。御覧のとおり、第2波が到来する前の段階で何らかの手を打たないと財政破たんという結果、将来が待ち受けている、ということでございます。よって、今回の長期財政見通しの持つ意味は、前回の特別委員会でも申し上げましたが、公共施設のあり方計画への取り組みと同時に、行政サービスのあり方にも大きなメスを入

れていかなければならない、ということを表したものでございます。

問（6） わかるんですけど、であれば、これはもともと自立できる基礎自治体ということで、構造計画のときからそういうふうにつくられていたと思うんです。今回示された案というのは、このままだとだめだというのはわかります。その案で議会に対して、どう承認しろということを求められているのかということが私には理解できないんですけども。この辺のところ御説明いただければ。見直していく、というのはいいんですけども、精神論ではなくて、やれるという案を示していただかないと、賛成と言われてもなかなか、私たちもこう市民に説明しろと言われたときに、何がどうなるんだと、20年後に破たんしますけどもいいですかということを、これで聞かせていただくような内容になるんですか。

答（総務部） 委員のおっしゃることも十分理解できるわけですが、やはり、40年間の内容をこれならできるというのは、非常に推測が難しい。現に、なかなか40年間の財政計画をつくっているというような団体、国もありませんし、県もありませんし、これは非常に難しい。また、当然その中では、市長も交代される、方針も変わってくる、また、経済状況も変わってくる中で、やはり、これならやれるというような計画というのは、非常に難しい。あくまでも今回お示しさせていただきましたのは、こうした公共施設のあり方を進めていく中で、非常に財政状況は厳しいんだよ、というものをお示しさせていただいたもので、これを承認するとか、しないとか、そういう問題ではないものと。この高浜市の厳しい将来を知っていただく、ということでお出しをさせていただいたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

問（6） 1月に秦野市さんがみえて、資料を示されました。そのときに要は、秦野市の実力で公共施設はこれぐらいの規模に抑えないと維持できないんだと、要は身の丈に合った公共施設とはどういうものだと。これから先ね、予算の見通しもつくられていますけども、扶助費のところはどんどん上がってきます。少子高齢化ということで、高齢化率が上がってくるということは、ここに対してどうしても予算を下げざるを得なくなってくる。要は、今よりも悪くなってくるときに、そこのところが、こう反映された計画になっているように見えな

い。これ申し訳ないですけども。だから、その辺のところをどうするかというのもやはり入ってこないと、なかなか実現性のある計画、というふうにはみえないんですけど。

答（副市長） 私ども、委員のおっしゃるとおり、20年後に破たんというようなことは、必ず避けるというようなところで、まだ議員各位に申し上げる段階まではきてなく、企業立地の関係、これも、今、粛々と進めております。これが進めてくれば、当然、税収のところも変わってくるという部分もありますので、今回の計画については、この程度の計画ところで、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

問（6） おっしゃっていることは、わかります。収入を増やすというのは当然、行政としても努力していくべきだと思いますし、これは、どこの市町でも同じように工業団地を造成して企業誘致、昨日も実は、安城、碧南の議員と一緒に懇談させてもらって、このところに工業用地を造成して誘致したいんだと、そういうことはおっしゃって見えました。日本の国内にそういうニーズが出てくるかという話が、まずございます。現状の中で考えていくと、新しく大きな工場を国内につくるというのは、今の現状の中で、企業がそういうふうにかえるかという、非常に難しい。というのは、労働力の問題もございますし、市場が、国内だけではなくて海外に向いている。この現状の中で、国内で事業をすることが難しいというのは、経営者の考えの中、に少なからずあるやと思います。その状況の中で、その「捕らぬ狸」とは言いませんけども、そういうことを算定して、状況を見ながらということをおっしゃることは結構ですけども、例えば、3年ごとに必ずこういうことを守ってやっていける。要は、何か管理のサイクルみたいなものでも、少なくとも示していただかないと、この計画は長期でだめだというのを示されて、3年後に、また新たに見直す。要は、公共施設についてもメスを入れるんだというところを、そのサイクルか何か出てこない、このままだとうまくいかないという計画しか見ていないわけですから、それで腹に落として説明しろと言われても、こちらも困るので、その辺のことはきちんとやはり説明できるようにお願いしたいんです。

答（副市長） ただ今、委員のほうから企業が国内で立地をするというのは今、

非常に難しいというふうなお話もありましたが、私どもがお聞きするところによると、今がチャンスなんだろうと、土地だけ整備をして、後は企業にお任せという段階ではなくて、当然、このような事業をしたいというお話がある中で進めておりますので、近い将来には税収に跳ね返るように、そういう計画にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（6） 2点目のところ、これは何。中期の財政計画の中で、きちんとそこを反映させながらそれをリンクさせて、ローリングさせながら進めていくということで、こう理解させてもらっていいですか。

答（副市長） 現段階で、税収がこれだけふえるというところまでの計画はできませんが、当然のことながら、他の税収のところも近い将来的には、もう少し精緻な計画にしていかなければいけないという中で、法人市民税の関係も当然のことながら、上昇になるような計画にもっていききたいということで今、企業立地のほうを進めているということで、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

問（6） 願望はわかります。願望。だけど、現実というものをやはり見ていただかないと。自分たちはここで生活して、ここで働いて、高浜市でこうやってたわけですよ。私は、「夕張市のその後」というのをよく見ているんですけども、どうなったかという、水道料金が倍、ごみの収集料金が3倍、市民にしわ寄せが寄ったわけですよ。結果的にどうなったかという多分、財のある人は夕張市に、暮らしにくいところでわざわざ暮らす必要がないんで、よそに出て行って、今、人口1万人切っていると思ひます。そうなったときにどうなるかということも、やはり少なからずこの高浜ですずっと暮らしたいと思ひている人が暮らし続けられるようにすることが、行政の最低限の仕事だというふうに思ひますので、それが守れるように、どういうふうな手立てを打っていくかということ、これを出した段階で、やはりこう示していただくのが筋ではないかなと思ひます。

答（副市長） 冒頭申し上げましたように、まだ、詳細を議員各位にお示しをできるような段階にはございせんが、全くその採算というか、全く話がない

中で企業立地のほうを漠然と進めておるということではない、ということだけ御理解をいただきたい。ということで、近い将来には、さきほど申し上げたように、法人市民税のほうの税収増が図られるような企業立地を進めてまいり、ということをお願いをしたいと思います。

問（６） この質問はここでとめますけども、今回出していただいた資料ですね、少なくとも数字が並んでいてどうなるかということが、すごくわかりづらい。数字の羅列になっているので、これをやはりビジュアルにさせていただいて、グラフ化して、数字化したものを示していただかないと、なかなかその危機感というのは伝わってこないというか。1月の秦野市さんの資料の中でも、今後40年間どういう形で公共施設の投資が膨らんでくるか、それと市債の残高、これがどういうふうに移っていくのか、というのを現段階でどうなるかというのを示されていたかと思います。そういうものを見ないと、なかなかこう悪化してくるといえるのは、実感としてわきにくいものですから、ぜひ、そういうものをやはり、これから町内会さん、各小学校区で説明されるときには示していただかないと、なかなかこう実感として、危機感をあおれとはいいませんけども、実態なんだということは、やはり示していただきたい。そういうふうだと思いますので、資料のほうはそういう形をお願いしたいと思います。それと、もう1点、資料の中でいろいろ書かれているんですけども、これも秦野市さんのときに、公共施設として最優先で残すものは何だ、これは検討に値するものはどういうグループのものだ、そういうこともきちんと書かれていましたけども、事前に総務部長に確認に行かせていただいたときには、書かれているというふうにはおっしゃって見えただけですけども、何か、行間の間に書かれていて、すごくわかりづらい。要は、ここの部分はきちんと残していくんだということは、やはり明示していかないと。例えば今回、高浜小学校の案件が出てまいりますけども、小学校というのは絶対残すんだということがどこかに書かれていると、それを犠牲にすることがないということがわかれば、少しは安心できるんですけども。そういうところが、どこかに飛んでいってしまっているんで、それはやはり行政の考え方の基準、これは示していただかないと、なかなかそれをもって、こっちはやったけども、あつちはお金がなくなったからやれませ

んといって、なかなか済みませんので、その辺の考えているようなところは、きちんと表面に出していただきたいんですけども。

答（行政） まず、ただいまの御質問の最初のほうですけども、今回、冒頭にお話させていただきましたように、地区説明会におきましては、そういったところのビジュアル化ではないですけども、イメージ的なものをお示しできるように、その資料の中には入れ込んでいきたいというふうに考えております。それと今、2つ目の御質問でございますけども、現在パブリックコメントを求めている最中でもございますが、そういったところ、この7月1日にお示したこの公共施設のあり方計画（案）、その中で今、委員のおっしゃられたところの部分、確かにこの資料の中には、行間の中にそういったことが入り込んでいるというのは事実でございますので、そういったところをもう少し市民の方にわかりやすく伝えることができるように、そちらのほうも一部、修正をかけていきたいというふうに思っております。

問（6） 事前にパブリックコメント用の資料も1階にあるということで、見せていただきましたし、概略版もつくられているということで見せていただいたんですけども、いかんせん、これ申し訳ないんですけども、手段の話がたくさん載っているだけで、何を目指しているというのが、方向性がすごくわかりづらい。要は、高浜市は、今、ここの状況でこういうふうにもっていかないと、変な話、何かほかのサービス削らないとやれなくなるんだということが、わかりづらいものになっているというか、基本的にいうとやはりA3の1枚程度で何をこれからどうやっていくというストーリーに沿って示していただかないと、パブリックコメント出せといわれても、個々の公民館がどうのこうの、そういう次元の意見を求めているだけのものなのか、どうなのかというのがよくわかりません。だから、今からこういうことやっていくので、市民の皆さんも、そういう視点で意見を求める。資料によって意見の出方は、当然変わってきますので、何を訴えたいのかということをもう少しそしゃくして、手段ではなくて目的、これを中心に出していただきたいというふうに思うんですけども。

答（行政） ただいま、委員のおっしゃられたことを十分承知させていただく中で、作成のほうをしていきたいと思っております。今、おっしゃられたそのA3の

イメージ図が1枚で収まるかどうか、ちょっと難しいところがあるかもしれませんが、なるべく簡略化して、はっきりとした目的が伝わるような形で、お示しのほうをさせていただきたいと思います。

問（6） 最後にしますけども、市民の方々から意見を求めたいというのは、重箱の隅っこを突っついてほしいわけではなくて、高浜市としてどうなんだという意見を求めるというスタンスで臨まないで、総論の世界で話を持っていかないとなかなか、今、使われているところというのは、なくなるというと必ず反対が出ますので、高浜全体をこうするからこういうふうにさせて欲しいんだということを出せるような、そういう資料で、ぜひ意見求めるのであればやっていただきたいと思います。

答（市長） さまざまな御意見いただきました。私どももパブリックコメントにかける以上、こんなものを出しても仕方ないと思っておりますので、おっしゃるように、方向性をきちんとお示しをしていただいて、今、高浜市がどういう状況にあって、なぜこれが始まっておるんだという中での、言ってみれば、こういうものは参考資料として、できるだけ状況をわかっていただけるようなものに対してのコメントをいただく、というような予定を考えております。それから、おっしゃることは非常によくわかるんですが、中小企業の経営と、私はすごく似ておるなというふうに思っております。これおっしゃるように、かかる費用というのは、なかなかこれを減らすことできないんですよ。どうやるかという、必ず銀行に出す資料というのは、売り上げを伸ばすとか、たくさん商品をつくるような投資をして、これが売れば、というような想定でやるんですが。残念ながら私どもの歳入に関しては、そういう調整をしておりません。今、この歳入の市税区分というのは、非常にこう厳しいところと、それから、楽観的に見るところの中間的な位置でしております。これ以上厳しくすると全く組めないだろう、というふうに思っております。そういう意味では、どこかでこういうふうに詰まるということは前提で、この予算もシミュレーションも組んであります。ただ、精緻な部分が抜けておりますので、この部分はもう既に、もう少し精緻なシミュレーションをするようにということで、申し伝えてあります。例えば、大阪府だとかがやったシミュレーションというのは、

もう少し精緻な、例えば人口の中でも子供さんが減ることによって、施設がどうなるんだとか、ということも含めてのシミュレーションまで組んでおりますので、どこまで可能かわかりませんが、そういったところも含めてもう少し精緻なシミュレーションを組まなければいけないだろうと。ただ、歳入に関しては、なかなかできません。これはもう明らかでして、なおかつ、国の今の動向を見ておきますと、私どもには、降って湧いたような歳出がどんどんきています。ワクチンだけでも御承知のように何億円がかかっております。ここ何年間でも、国民の要望から出てきたことでありますが、それこそ億単位のワクチンが最終的には定期接種化されると、負担になってしまう。今回でも、例えば、生活困窮者でも4分の3は国の負担ですけども、4分の1は市の負担ということになって、新たに財政負担を求められるようなことが今後も増えてくると。委員のおっしゃるとおりであります。そういう中では、歳出の部分についても非常に不透明な部分がありますが、まずは、この20年間の中。この20年間で極端なことをすると、ここに負担がかかる。もしここで極端なことをしないと、今年度で、またそういった負担がかかるかもしれないけど、住んでいる方たちが、常にこの10年間の方々にもものすごく負担を強いるようなことは避けたいな、ということは思っておりますが、継続ができるような中で、できるだけ平準化を図ろうという思いで組んだところでございます。それで、歳入を調整すればね、消えてしまうような部分があります。前のほうの10年間はね。あえてそれをしなかったことを一つ、御理解をいただきましたなというふうに思っております。我々で調整をすれば、その辺ができてしまう。それから、夕張のお話が出ましたが、議員のここにおいでの方で、私どもの、例えば、市債の残高の構成がどういう構成になっているか、御承知であると当然思っておりますが、そんな（私どもの）市債の構成になっておりません。この年度末が終わると86億円から90億円の間ぐらいの市債残高になると思います。そのうちの約6割ぐらいは、実は、国から言っているところの臨時財政対策債とか、償還するときの財源みたいな形の、そういうもので占められておりますね。30億ぐらいが一般的な起債なんです。そのうち10何億が教育の起債にまわっておりますので、実質、我々が公共施設をいじったりだとかなんかしているものの

残高というのは、20数億に過ぎないんですよ。こういう状況というのは、夕張とは明らかに違います。ただ、臨時財政対策債は、本来であれば、我々は国からもらえるとというふうに当てをしているものですが、それが一番高いウエイトを占めておる。こういうことも御理解をいただいて、これは地方の自治体だけの問題ではなくて、制度上何とかしないと、大きな課題になってくるだろうという象徴であるというふうに思っています。同様に、同じような課題が、国保のところで見られると思います。やっと、これで国は、国保のことを動き出しますが、こういうことが、もう既に自治体のその判断を超えておるようなところに行っていることも一つ、御理解をいただきたいと思います。こういうことでありますから、私どもは、どんどん市債の残高を減らしています。減らしておる中で、一般質問にもありましたが、起債をできるものは起債をする。これが我々の、今の起債の方針です。これをやれなければ、どんどん償還されていきます。だから、うちの起債残高はどんどん減っているんです。そういう意味では何とかして、その財源の一部を確保しようと思えば、優良起債であれば、私どもは何でも起債をするという方針でやっております。ただし、それは償還ができないわけではなくて、きちんと償還する計画を立てながら進めておるということも、御理解をいただきたいなと思います。明確に40年間こうすればできる。やれないことはないんですよ。例えば、ここに5億円ぐらいの足りない金額が出ていますよね。これ、どうしたらできると思います。これ、この委員会だけの話にしておいていただきたいというふうに思いますが、例えば、私どもで小中学校、教育施設及び庁舎、それから市民センターを除くと、大きな公共施設というのは、あまりないんですよ。仮にこの後、第1期ではやりませんが、美術館の問題が出ています。美術館にかかる運営費、管理費。また、その後、病院の建てかえが出ています。この2つだけを出しても4、5億円は軽くいくんですよ、この2つだけ出しても。でも、これは市にとっても大事な施設です。これをやめてしまうということは、判断できれば、例えば、もったきちんとした40年のシミュレーションを組めると思います。ただ、住民の方がそれを認めるでしょうか。そういうことも、どうしたらどうできるかということを考えながら進めていくのに、少しお時間をいただき、これは民間の経営の

状況も含めて本当に、どういうところが受けていただけるのか、例えば行政サービスも今、20年後に向けて、高浜市の行政のサービスを民間に切り出していく。今は総合サービスに出していますが、方法はないだろうか、というようなことも、合わせて検討しております。そういうさまざまな条件を40年間にわたって、今の段階で我々が恣意的に入れてしまえば、組めます。それをそういう形にしないのは、まず、モデル的にやる中で、皆さん、どの程度御理解をいただけるのか、ということ判断しながら、最終的にどういう形にしていくかという結論を出していきたいと思っているからでありまして、シミュレーションをもう少し精緻にすることと、それから今、申し上げたように短期間にわたって、どんとやることができないことはないんですが、それによって高浜市の特徴がなくなってしまうたり、市民の方に、それ以上にこの短期間のところで負担を強いるようなことがあってはならない、というようなことも含めて、新しい財源の調達も含めて、また、国の政策を含めて、少し動向を見させていただきたいというのが、言ってみれば裏舞台といいますか、今回のシミュレーションの中身でございますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

問(6) お願いなんですけど。これは成り行きでやったら、こうなる、こういうふうに推移していく。それに対して、今回、努力することによってこうして変わってきたんだと、それがわかるようにしておいていただきたいんですよ。というのは、何かよくわからないけど、改善事例なんかで、現状がこうで、これを変えるとこういうふうになる、いわば、その幅がよくなったという見方を、私ども民間ではすごくやるんですけども、現状値がない中で、なにかこう、成り行きでこういうふうに変えた。変えたと言われても、何がよくなったかさっぱりわからない。ですから公共で、今あるものをそのまま維持しようとする、こういう費用のグラフになるんだと、それを今回それをやったことによって、これを下げているんだと、さらに努力することによって、そうやって下げたんだということがわかるようにしていただきたい。そうすることによって、市民の方が、行政がどういうことを努力してきたかというのがわかるようになる。ということは、市民の方に御理解いただくために、そういう資料は必要だというふうに思いますので、そういうものはぜひ用意いただきたい。というこ

とで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 それでは、事前に提出いただきました質疑に關しましては、以上ですけれども、ほかの方で、この場において、御質疑のある方いらっしゃいますか。

質 疑 な し

委員長 まずもって今、幸前委員が質問されたのは、公共施設のあり方計画に關して、全般に關しての部分でございます。これをしっかり理解をしていただかないと、その中の部分であります市庁舎の整備事業というのは、議論がまたそこに戻ってしまうんですよね。ですから今、幸前委員と当局とのやりとりを聞いていただいて、御理解がいただけたものだというふうに、私は思っておりますが、少なくとも、この公共施設あり方計画（案）というのは、将来にわたって（案）なんですよ、で、議会が承認するものではないんです。基本的に、こういう考え方の中で、公共施設の整備というのは今後あり得るよね、ということが書いてあるもの、それをわかりやすくするために、財政シミュレーションだとか、それからその他の資料がついてると、モデルプランですかね、そういうものがついておるということで理解をしておりますので。ですから、少なからずとも我々が議論できる部分というのは、これ10期までありますけれども、そのうちの現行では、1期ですよ。我々の任期というのは、来年の4月29日までしかないわけですから、だから、その部分に入っておるのが市庁舎の整備事業だ、ということですので、そのあり方計画に關しての部分と、それから、市庁舎の整備計画というのは、これは同じものですが、議論をそこに戻していってしまうと、進んでいかないものですから。そのところは十分に御理解をしたうえで、今後も委員会の中での議論を進めていただきたい、ということをおもひます。それでは、①のあり方計画及び市庁舎整備事業について、に關しまして、ほかに、よろしいですか。質疑等、ございませんか。

質 疑 な し

② 庁舎整備事業に係る議会フロアのあり方について

委員長 本日、提出いただきました資料を含めて質疑を許しますので、ございましたら挙手をもって質疑をしていただきたいと思います。

問（７） 議会フロアで、まず、議場の部分なんですけど、今回の部分でも多目的ホールということで出され、前の資料でも、構成イメージなり庁舎の利用イメージでも議場と多目的ホールが一応、兼用ということで謳ってあるわけなんですけど、資料の中で、今日の資料で、要求水準の資料の中で、議会で特に今、話したいのが、議場の部分が、今回、予定しているのが２００平米。現状としては、２６３平米になっているわけなんですけど、相当小さくなるわけですね、面積的には。はい。

答（行政 主幹） 現状の議場の面積は２６３平米です。今回、計画しておりますのが、要求水準に示しておる、まだ案ですけども２００平米を予定をさせていただいて、全体の３，５００という数字を出しております。

問（７） わかりました。それと、委員長いいですか。同じくはですね、議場と多目的ホールということで、兼用ということなんですけど当然、大きな議席が必要とする空間で、議場として使う分は年間稼働日が当然、限られています。議場として稼働していないときは、誰もが気軽に訪れ利用できる市民の交流やイベント、また、庁内の会議室等に活用できるホールになるとは思いますが、そのような議場と多目的ホールの兼用と考えてよろしいでしょうか。

答（行政 主幹） はい。おっしゃられるとおりで、セキュリティーゾーンで区切って、一般の方も議場があって、それを利用していただくというふうに考えております。

問（７） わかりました。それと、今日の資料の中にも机、椅子を可動式ということになっています。使用目的によっては、その家具、椅子が相当大きな、今の議場に使っているようなテーブルを予定されれば、それなりの大きなものになる。それから、他のイベントや何かに使えば、それなりの家具が必要になると思います。それを収納する倉庫というのが今回、提示されている部分では、書庫、倉庫ということの部分で、８０平米ということになっていますけど

も、これでは当然、入らないと思うんですが、その辺は考えてみえますでしょうか。

答（行政 主幹） 今、おっしゃられたとおりで、机やなんかは、基本的にはその机のところに置いておきたいと思います。それで、議場の中の机、折り畳みやなんかは多分できないと思いますので、後ろに寄せるですとか、あと、その周辺で入れられるような倉庫につきましては、提案の中でこういった椅子、机があるということで、収納できるかどうかということは、業者さんが多分決まってからになると思うんですけども、実施設計の段階で細かいことは詰めていくことになると思います。

委員長 ほかに。

問（6） 今、多目的ホールというお話が出ていますけども、具体的に、この多目的ホールにして、市民の方に何に使っていただく予定で、こういうものを設けようという発想なんですか。

答（行政 主幹） 多目的ホール自体は、基本的には、集約ということのを第1に考えておりますので、集会施設のようなところで、そういったところを利用していただくという、議場専門でというふうではなくて、多くの方に使ってもらえるような場所にしたいというふうに考えております。

問（6） よくわからなかったんですけど。要は、公民館の会議室ですとか、そういうところがあって、どういうふうにするからここを多目的ホールにするんだ、というのが見えてこないんですけど、そこって、もう一杯で会議室がとれないとか、そういう苦情をいっぱい受けているんですか。

答（行政 主幹） おっしゃられるとおりで、今の公民館の施設利用率ということを見ると、まだそういうふうではないんですけども。公共施設を集約していく中で、こういった議場、市役所を、新たな庁舎の多目的ホールを利用させていただきまして、ほかの施設の将来的には集約をしていくということで、考えております。

問（6） ほかのところが見えないうちに、ここが、たまたま市役所の庁舎が耐震構造になっていないということで、話題にのぼっていると思うんですけども今、話を伺っている限り、走りながら考える、そういう方式に聞こえるんで

すけど、そんな中で、ここをあえて何で。確かに、利用率が悪いのは間違いないと思います。議場としてしか使っていないので、ここをなんとか有効活用したいという発想はわかるんですけども、その使っていただくところが何かいまいち「ぼうっ」としているというか、例えば、いきいきホールでも、同じような規模になると思うんですけども、あそこが、なくなるのかなといわれると、なくならないだろうしなという気もするし、その辺のところ、全体が見えてこないというか、ここだけで捉えてしまうと、そういう当然、議論が出てくると思うんですけども、それが何か、こう腹に落ちるような説明が、なにかいただけると助かるんですけども。

答（行政 主幹兼） この多目的ホールにつきましては、庁舎そのものを新しい地域活動の拠点ということで、位置づけております。その中で、このホール等の設備についても、市民の方に広く御利用いただく。そういう中で、平成27年度になりますけれども、どういう使い方をしたら市民の方々のこういった活動拠点になるのか、これはワークショップのようなものを開催して、その中で御議論をいただくということを、予定いたしております。

問（6） ワークショップというのはわからないんですけど。要は、全体間の中で議論を求めているのに、個別の人が来て、ああいうふうにしたほうがいい、こういうふうにしたほうがいいという、個人の観点というのが先に立ってしまうと、その全体間の中でこういうふうに集約していくんだ、という意見がない中で、個別のところにとらわれて何かやっていくように聞こえるんですけども。

答（行政 主幹兼） 行政のほうでこういう使い方をする、というこのことを決めて、ここの部分を使うということありきではなくて、どういう使い方をしたら、それが一番望ましい使い方なのかというこのことについて、御意見をいただければということでございます。

答（副市長） 計画のですね、実は、第2次の改善モデルプランのところ、機能移転として第2次のときには、中央公民館、高取公民館、吉浜公民館等々ですね、こういう集会施設が、学校施設の建てかえ、もしくは、大規模改修のときに、機能を学校施設に集約をしていくと、それで総量を圧縮していくという中で、学校機能のところだけでは利用ができないような、総会等の会合もあ

るだろうと。その中で、役所の議場のところが空いておるなら使っていただくことも可能にしておきたいと、そういった考えがあるということをお理解をいただきたいというふうに思います。

問（6） 先ほどの質問の中に入れればよかったんですけども、要は先日、総務部長と話したときも、要は今、持っている計画で最終的にどういう機能がどこに集まるんだという、全体の絵を欲しいということをお願い申し上げたんですけども、それがなくなかなかこうイメージがわいてこない。ただ、羅列してこう書かれているだけで、どこの地区にこういうものが残って、こういう施設のものが残ります、というのは、今の段階で青写真を描いているんですから、今の段階で結構ですから、そういうもの、全体の配置図、全体の持っている機能、こういうふうに考えているんだ、その中で議場をこういうふうにするというのをわかるようにしていただきたいと思うんですけども、お願いできませんか。

答（総務部） 先ほどからの幸前委員の御質問の中で、ただいまの御質問もそうなんですけど、市民の皆様方にお示しをしていく説明資料としまして今、現在策定中の中で、40年先の公共施設がどういうふうになるのか、というようなイメージ図は作成させていただき予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、それと議場と結びつけるのは、ちょっと難しいかなと思っております。

問（10） 少し細かいことですが、議場の多目的ホール、それと合わせて、ここの委員会室も多目的ゾーンとしての会議室の隣接で利用するということですが、特に夜の会合やなにかやるときは、正面庁舎の入り口が使用できない、エレベーターしか利用できない、というようなセキュリティーの、先ほど話がありましたけども、セキュリティーの問題、そんな問題はしっかり確保できるのかどうか。

答（行政 主幹） セキュリティーの問題につきましては、ゾーンのほうでも示しておりますけども、委員さんのおっしゃられたように夜、執務ゾーンに一般の方が入れないようなことは重々、提案者のほうには求めていきたいというふうに考えております。

問（10） 先ほどから、幸前委員からもいろいろ御意見がありました。議場であるとか、ここの委員会室をですね、多くの市民の方に活用していただくということは、私、個人としては何の問題もないことだろうと思います。ただ利用率が悪いから、ただ利用率を上げるためにこの計画をして、議会も努力しているんだというような姿だけでは、絵に描いたものになってしまうので、しっかりとしたですね、これは何に使うんだと、どういう目的に使うんだということで、議会と併用して、この議場や委員会室を使うんだという、明確に市民に示せるように、あるいは市民が有効的に議場を借りたいねと、あるいは委員会室を借りたいね、というような施設にさせていただけるように一つ、御検討願いたいと思います。

問（14） 先ほど来から質問がされている中の同じことなんですけども、議場を多目的ホールとしても使えるようにするというので、現在の段階では、そういう必要性はないと思うんですよね。多分、将来的に公民館機能を縮小するとかということだと思いますけども、それが何年先になるのか。とりあえず例えば2年後にできたとして、その後5年、10年というのは、本当に必要なのか。十分にまだ既設の施設が十分あって、今でも利用率が低いと言われている中で、でき上がって5年、10年の間、果たして本当に利用する人がいるのかなと、何に利用するのかなと。先ほどありましたけど、何のための多目的のかなという疑問はありますよね。それを、将来的にこういうふうに統合していくんだという絵があれば、なるほどなと思うけど。それでも僕は、先の話だと思うんですよね。使わなければ。できたときに使わなければ、使い方をもう忘れてしまって結局、無用の長物になってしまう可能性があるんですよ。やはり、できたときに使う習慣というか、市民が使っていたら、それはずっと10年、20年といきますけども。できたときにまだほかに会議室やら何かホールもあって、十分機能しているのに、ここを使ってくださいと言っても無駄な、わざわざ使ってもらおうという形になって。どうもその辺が、数年間か、10年間ぐらいは無駄になりそうな気がします。もう一つは、有効利用ということでは、概念的にはいいけれども、議会と行政とは別の機関でもありますし、ちょっとその辺は、最初、我々自身がきちんとその辺をね、議会側がきちんと

その辺を踏まえないといけないのかなという気がいたしますね。

委員長 副委員長、いいですか。副委員長。質問していい。すみません。ちょっと、委員長、変わります。

副委員長 はい。

委員長 答弁を求めるものですが。

（「答弁、できるなら、してもらいたい。」「できんと思いますよ。」

と発声するものあり。）

答（副市長） 一応、議場の有効活用は、この庁舎が、ここの跡地に残るのか、どこの場所に移転するかによって、その公共施設としての活用方法は変わってくると思います。ただ、私どもとしては、有効スペースがあるなら活用できるのではないか、という視点での計画でございますので、実際にどこに移転するかによって、今後の活用方法も変わってくるだろう、というふうに考えております。

委員長 ちょっと、委員長、変わらせていただきます。

副委員長 はい。委員長、変わらせていただきます。

（委員長に代わり、副委員長が、委員長の職に就く。）

問（9） ちょっと、整理をしないといけないと思うんですけども、例えば、議場だとか委員会室とかを多目的に使えるようにしますよ。あるいは、一般会議室として貸し出しますよ、という話を、もし、そういうふうにしてもですね、それは、議会の管理だと思うんですよ。要は、行政の受け付けでもって議場を貸してくださいといって、どうぞというわけにはいかないと思うんですよ。当然、議会が議長の承認をいただいて、何月何日の何時から何時まではこういう目的で議場を使いますよ、ということで、OKが出なければ貸し出しなんか不可能だと思うんですよ。そうすると、まず、何が必要かということ、議場だとか、委員会室だとかというものを市民に貸し出す可能性があるということは、要は、セキュリティーゾーンから外しますよ、ということが、いいか悪いかという話を我々に求めておるということを、まず議論しなくてはいけないのかなということをおもうんですよ。要は、議会フロアーの中に何が必要なんだ、ということと、セキュリティーゾーンの中には何を入れなければいけないのか、と

いうこと。その部分を我々の中できちんと議論をしないと、結局、今、言った多目的に使うとは、どうするだ、こうするだという話よりも、ちょっと違うと思うんですけども、まず、その辺からの切り口のほうがいいと思うんですけども、どうでしょうかね。

答（市長） おっしゃるとおりでございますね。議会棟をつくるだとか、議場をつくるだとかいう中で、私どもは今、議場を普通の平らなところにつくるんだ、というお話を提案させていただいて、管理はもちろん、議会のほうにお願いをするという中で、議会が許せば市民の皆さんに開放していただけるような形にさせていただけないだろうか。そうすることによって、先ほどおっしゃったような、そういう解放する場所ができれば、その後の公共施設に対して、ある程度の、これぐらいのスペースが貸し出しいただけるのなら、このぐらい絞ってもいいんだろう、という話が初めてできるわけですし、むしろ議会の皆さんに、これでどうでしょうと、そういうフリースペースになる可能性がありますか、ということをお聞きしておるといふふうに御承知をいただければ、結構だと思いますが。

問（9） ということですので、一度ですね、そういう観点の中で考えていかないと結局、例えばここで、議場は議場であるべきだ、ということであるのであれば、それは、それで当局側に示さなければいけないと思うんですよ。だから、そういう部分をきちんとしていかないといけないと思いますので。どちらにしても、その、一つ僕が、だから、今から質問しますけども、例えば、議場を多目的に使うよという可能性を考えたときに、それは多目的に使う目的があるから、1階フロアだとか、2階フロアに置きたいんだとか。例えばですね、どうしても今、イメージが、こういうイメージになってしまっているんですよ。1階は市民窓口があつてとか。議場というのはいよいよ最上階にあつて、みたいなイメージがすごくあるんだけど、だけど、それも全然抜きの中でね、抜きの中で考えていくと、そういう提案も出てくる可能性があるのかなという気がするんですよ。民間がやることだから。この中でも、長岡、行かれた方、見ましたよね。1階に議場があつて、ガラス張りになっていて、普通に歩いている人が、外から議場が見えるという議場ですよ。そういうようなものも、他

市の例としてもあるわけですから、その辺のところまでも結局、提案として出てくれば、可能性はあるということで考えていいのかどうか、一度、御返答を。

答（総務部） これはですね、諸室構成表を民間事業者さんにお示しするというのは、これをもとに考えてくださいと。要するに、1階になるのか、2階になるのか、3階になるのか、これは提案によって決まってくるということで、こちらから何階に議場を置いてくれだとか、そういうことではございませんので、よろしく申し上げます。

問（9） ということは、例えば、議場は1階だけど、正副議長室は5階だとか、可能性としてはあるわけですね、現実的にはね。はい。わかりました。それでは…。委員長、戻します。

（委員長の質疑終了により、副委員長の委員長職から本来の委員長職に復す。）

委員長 ということですので、本当にですね、本当にフラットなレベルの中で考えていただくということがすごく大事なものですから、ぜひそういう観点の中で、例えば先ほど、6番委員等の質疑がありましたけども、多目的ホールをつくるためということではなくて、議会に、まずどうしましょうか、ということで現状はきておるわけですので、今のままだと、これ、このままこれが出てきますから、多目的ホールありきで。要は、業務要求水準書が出てくるわけですね。募集要項に入ってくるわけですね。こういう形で提案してくれとって出ていってしまうけど、いいですか、ということをお聞かれていますよ。

答（総務部） 若干、付け加えさせていただきますと、今回、議会のスペースをこういうふうにお示しをさせていただきましたが、例えば、議員控室というのがありますが、これを議員の執務室として、私たちは活用したいんだというような、そういう考え方もいただければというふうに思っております。

委員長 今、言われているのは例えば別冊の資料リスト、要求水準の別冊の1の2、4ページに議会のフロアの、例えば、参考面積とかが書いてありますけども、ここを見ると、議員控室と書いてあるのが、「室の数や広さが変更されること。」と書いてあるのが、まさにそういう部分でお気遣いをいただいておりますよね。これも一つ例を言いますと、例えば今、市役所は4階に会議室がありますよね、そこを議会として、我々は借りることができるんですよ。議

長名で。例えば、議員研修をやるから貸してくれと言えば、貸してくれるんですよ。だけど、例えば市政クラブが、市政クラブの活動をしたいから貸してくれと言っても、政治活動だから借りられないんですよ。だから、執務というのは、あくまで議会ではなくて議員活動になりますから。そうすると今、共産党さんが図書室を使ったりだとかね、我々が、その議員室を使ったりだとかということで、会合をやったりするではないですか。まさに、そういうところがないんですよ、現状では。そういうのは、ぜひ「いるのならいる」ということを、はっきりここで言わないと、言ってここで統一意見として出しておかないと、そういうふうにはなりませんよということ。なりませんよではないけど、民間から提案がない限りは、出てこないですよ、ということなんですよ。

問（12） 先ほどから話を聞いていて、私も言いたいこともあったんですけど、ちょっと待っていたんですが。先ほどの議場が200平米になるということは、この200平米の中にもし、多目的になった場合に、椅子やなんかを隅にしまうということなのかどうか、まず、そのことを。それから今、たまたま出ましたが、私もそれを聞きたいと思っていたんですが、議員控室と議員室というのがあるんですが、以前から、共産党は言っていたんですが今、執務室というお話が出ましたが、議員の会派室、会派の控室といいますか、そういうのを、そのどこにということとは言えませんが、つくってほしいということ。それからこれを見ますと、最低どうしても必要な部分だと思いますので、それをどこかに、区分けをするなり何なりしてつくって欲しいということですね。それと、この図面の中には、倉庫で上部、傍聴席となっていますが、これをフラットにすると、高いこう、多少上がるかもしれませんが、下が倉庫になっているわけですが、そういうものは、どうなってしまふのかなという心配をしているんですが、ちょっとその点でまず、お願いします。

答（行政 主幹） 議場の机や椅子、収納の場所はどういうふうにするかという御質問ですけども、これにつきましては、机とか椅子がどのようなものを採用するかというところもあるんですけども、基本的にはある程度、議場の机、椅子はごついというところとあれかもしれないんですけども、あまり折りたたみやなんかはできないものなのかな、というふうに思いますので、そういった提案で、

どのようなものが出てくるかというところはわからないんですけども、基本的には、その部屋の中で机、椅子は寄せて使う、というふうに想定はしております。それから倉庫については今、議場の傍聴席の下に倉庫がありますけども、現在、選挙の資材やなんかを少し入れたりはしております。今回、募集要項とか要求水準では、傍聴席を1段上げて、その下を何らかのものに使うということは、考えてはおりません。それから、議員の会派室ですかね、これについては、どれくらい、どのようにいるかというところもあるんですけども、全体の面積の中で、考えられるのかどうかというところで、検討をしていきたいと思えます。

問（12） 検討していきたいって、前向きに検討していただけるんでしょうか、その点、ちょっと。

答（総務部） 今回、この諸室構成表ですか、今回ここでお出しして検討したいのは、基本的には585平米という一つのエリアがある中で、議員の皆様方の使い勝手のいいようにいろいろ考えていただきたいと。当然、各派の部屋がいるならば、どこかをなくしていただく、ということになってまいります。

問（12） この議場も小さくなるというお話ですので、それに伴って、今も議員室、和室になっていますが、あまり利用もされていないし、きちんと会議室ふうになればそのように使えると思うんですが。そうすればちょっと小さな部屋といいますかになれば、会派室にもなると思うんですが、そういう点では会派室というのは、考えてみえないのかどうか、ちょっとお示してください。

答（副市長） 私ども行政のほうの会議室のほうも、議会と行政の共有スペース的な位置づけをして、お互いに相互乗り入れができるような形で、流動的に使えるような、そんなようなことも考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

答（総務部） 繰り返しになりますけども、会派室を設けることを考えているかどうかという御質問ですけども、先ほど言いましたように585平米の中で一番、高浜市議会としてこういうふうにしたらいいのではないかと、という検討をしていただければと思っております。

問（6） 個々の要望を当局にぶつけても、こんなの当局も困るだけですから、

少なくとも議員の中でまとめて、それを持っていくような形にしないと、これはもう個々が譲らないと、何ともならない話になりますので、この場ではちょっと似つかわしくないと思います。どうでしょうか。

委員長 おっしゃるとおりで、これはつukれないのか、何はどうなのかという話は、こちらサイドの話でありますので、それはしっかり各派、あるいは各個人の議員さんのほうで、意見として出していただかなければいけない。当局のほうに、これはこうして欲しい、ああして欲しいということではなくて、当局側は、どういうつもりがあるのか、どういうことができるのかということに関しては質疑に、質問に対しての答弁ができると思いますけども、それ以外のところは無理だと思いますので。一つ、ちょっといいですか、副委員長、すみません。

(委員長に代わり、副委員長が、委員長の職に就く。)

問(9) これちょっと一番重要な問題なんですけども、議場、本会議、あるいは、委員会にあれだけの職員がいますか、今後。答弁者、説明員として、あれだけの職員がいるかいないかによって、全然フロアの使い方が変わってくると思うんですよね。それをお聞かせいただきたいんですけども。

答(総務部) 確かにまだ確定はしておりませんが、議会の対応についても、それは変わるということもあり得るかなと。まだ、決定も何もしていませんけど、そういった考え方も出てくる、ということもあります。

問(9) ということは、例えば、今、委員会室でも、予算、決算なんかは結局、4階の会議室ですよね、あれだけの面積がいるということで、あそこだと思っうんですけども。実際、上手なやりくりをしていけば、これぐらいのフロアでやれるんだとか、あるいは、委員会室なんかやめてしまって、本会議場一本で全部やっていくと、特別委員会も常任委員会もね。やっていくという方法をとれば、例えば1フロアの中でいえば、ここでいう585ということですけども、これが、例えば、先ほど言ったように、議場は1階だよという民間提案であっても、議会フロアとしての585は維持される、ということで考えてよろしいですか。

答(総務部) そのように考えていただいて、結構であります。また、例えば

考え方といたしまして、予算、決算特別委員会につきましては、通常の会議室ですね、今までどおりの。会議室もありますので、そういうのを使うということも考えられますし、また今、北川委員がおっしゃられましたように、委員会室をなくして議場を使うだとか、その浮かした分、委員会室を何かに使うということも考えられますし、いろいろその活用というのは、幅広いものがあるものだと思っております。

問（９） はい、すみません。ありがとうございました。では、委員長、戻します。

（委員長の質疑終了により、副委員長の委員長職から本来の委員長職に復す。）

問（１１） １フロア５８５平米ということで、これを出されるということではあるんですけども、例えばプロポーザルで、ここではなくてこうしたほうがいいよ。例えば６００平米にするだとか、４００平米にするだとかいうことになるのかな。そういうこともあり得るということでしょうか、ちょっとお答えください。

答（行政 主幹） 面積につきましては先ほど、総務部長がお答えしましたように５８５平米を事務局としては確保していくというふうに考えております。ただし、建物の形やなんかで、廊下やなんかもまた別ですので、その辺のところをどのように利用していくんだとか、その辺をこの５８５平米の中でどういうふうに考えるんだというところは当然、出てきますので、面積は先ほど委員おっしゃられたように、１００平米も変わるというのは、ちょっとおかしいとは思いますが、多少の前後は出てくるというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（５） 一つお聞きしたいのは、議場が例えば１階なり、２階なりにされたときに、ほかの執務室というか、ほかの部屋の残りが、要するに３８５ということなんですけれど、大体、１フロアどれぐらいの面積のあれを考えられておられるのか、極端な言い方をすれば、この５８５プラス廊下だとかトイレだとか、エレベータホール、そういったものを加えると、今の１，０００ではなくて、７・８００になると思うんですけれど、そのぐらいのあれを考えておられるのか。どうしても、要するに、この議場と議場を除いた執務室等のあれは、別

になるのか。それとも一緒に考えられるのか、そこら辺のことをお聞きしたい
と思います。それでやらないと、うちの打ち合わせというのか、離れたときに
対して、ちょっと意見的なことが言えないとは思いますが、そこら辺だけ、
確認だけ一つ、お願いしたいと思います。

答（行政 主幹） 先ほどの御質問なんですけども、やはり敷地の場所によっ
て、提案の場所によって、その辺のところは変わってくるというのと。あと改
修案ですと、あと新築案で、大分ちょっと考え方が変わると思うんですけども、
例えば、この西側に庁舎を計画した提案が出てきた場合には、やはりこの現庁
舎を使いますので、どうしても西側でつくれる面積というのは限られてくる、
と思います。その中でやはり、本当にワンフロアで、議場から全部とれるのか、
どうしても、その公共的なセキュリティーの部分ですので、先ほど少しお話が
あったように、その部分は1階にもってきて、あとセキュリティーを分けるた
めに違うフロアにもっていくのか、それはやはり提案で、事業者さんの提案を
していただいた中で、よりよい案を提出していただければなというふうに考え
ております。

問（5） ちょっとわからなかったんですけど、例えば議場が200、例えばと
れなかった場合、その同じフロアにひょっとして会議室がくるとか、そういっ
た方向というのは、いいんですかね。考えても。その大きさによってですけど、
そういうふうに言われるなら。

答（行政 主幹） 先ほど総務部長がちょっとお答えしたように、585平米
の中でどのように御提案をいただけるのかというのは、御意見をいただければ
と思います。それと、もう一点、どうしても敷地の制約を受けますので、例え
ば、市役所の西側に建設した場合は、一つのフロアが1,000以下になっ
ていくのかなというふうに予想されますので、その中でどのような提案が出てく
るのか、やはり今の段階でどういうふうにしていくというのは、ちょっとお答
えづらいかなというふうに考えます。

問（14） それは、議会は、まとめてもらわないといけないと思いますけど
もね、私は。意見としては。これは、委員長、ここでいろんな質問とか意見を
言っても仕方ないので、いつまでに、どういう答えを出せばいいのかというこ

とを、ちょっと当局にお聞きしていただいて、この辺で、この件については、ぼちぼち終結していただければと思います。

委員長 質疑のほう、どうですかね。

問（議長） この市庁舎については防災拠点という、一つ大きなあれがございますが、その辺の、今いろいろこういう議会のゴリ上げのとは言いませぬけれども、そういうものを見たときに、防災拠点というものをどうお考えかというものが、この市庁舎のところにちょっと反映されていないのかな、という気はしますが、どういうふうにお考えですかね。

答（行政 主幹） 防災拠点につきましては、実施方針の中でも少しお示しはさせていただいておるんですけども、構造でやはり、現状の建築基準法の最低基準ではなくて、地震力を割り増し、2割5分増ししたような建物で提案をしてくださいということですか、72時間の非常用電源が、停電が起きてからも72時間は、全部の部屋ではないんですけども、特別な都市防災グループですか、対策本部が設置される部屋ですか、土木の拠点となるような都市整備グループですか、そういうところは72時間、電源が使えるようにするというようなことで、考えております。

問（議長） 私はね、そういう機能的な部分とはいうか、設備的な部分はそれでいいんですが、例えば、ここに避難をされるという、そういうことは考えておみえにならない。市民の皆さんに何かあったときに。

答（行政 主幹兼） 現在のところでは、市庁舎を避難場所として位置づけるという考えはございませんが、万が一、避難をしてみえる方がいらっしゃるすると、昼の部屋はございませんけれども、多目的に、議場ではありませんけれども、使えるような部屋がありますので、緊急的に御利用いただくことは、可能ではないかと考えております。

委員長 ほかに、よろしいですか。

質 疑 な し

委員長 それでは、私のほうから少しスケジュールの確認をさせていただきた

いんですけども。募集要項の案の9ページにおきまして、「募集要項・要求水準書・審査基準の公表」が、これは8月上旬でしたかね。それで、これまでに結局、例えば、議会として何か意見をまとめて、その要求水準書に載せてほしいと、こうしてほしいということがあれば、まとめ上げなければならないわけですね。まとめて、議長を通して当局側をお願いをするという形をとるということで、よろしいですかね。

意見なし

委員長 大体、上旬というのは、どの辺のことを。

答（総務部） 現在のところ、8月11日の週ぐらいを考えております。それが一番かと。今のところ11日ですけどね。ただ、今から実は、今回お出しした書類は、職員の検討部会、庁舎の検討部会にかけて意見を出してもらって、またまとめていきますので。そうですね、一番いいのは、7月末までに御意見をいただければ一番ありがたいんですけど、よろしいでしょうか。

委員長 7月末か、…はい。

答（総務部） 付け加えさせていただきますと、7月中に意見をいただいて、今回の要求水準書を確定させて、また特別委員会のほうにかけていかなければいけないということになりますので、7月末ということをお願いをしたいと思います。

委員長 確認します。7月中までに、要は議会から、あるいはほかの部局も含めて、7月中にさまざまな意見の取りまとめを行って、これに反映したものを、8月11日を頭に、その週のうちに公表したいということですね。それまでの間に、このでき上がった案に関しては、この特別委員会でもう1回、示したいということですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それまでに、2、3回やらなければいけないという。はい、わかりま

した。それでは、ということですので、7月末までの間にこれを。議長、どうします。特別委員会を開催よりも、各派か何かでやってもらったほうが。各派で、要は、まとめてもらって、各派会議かなんかでやったほうが多分、早いと思うんですけども。質疑を求める場ではないものですから、議会内での意見の取りまとめですので、議会フロアーに関する部分は、何とか各派でお願いできないかなということと思うんですけど。そうすれば各派の、それぞれの派で取りまとめた意見を、そこでまとめて出していただくといったほうが多分、日程的にも早いかなという気がしますけども。

意（14） 一応、この特別委員会で検討、いろんなことを検討していくことになっているものですから、ここの中でやればいいのかと思うんですけど。ただ、16人が全部いるかどうかはわかりませんが。この中でまた、その各派なりでまとめたものを事前に出していただいて、ここで最終調整するという、このほうがいいのではないですかね。

委員長 それをここでやりますか。はい。それでは、よろしいですか。

意 見 な し

委員長 では、特別委員会のほうで、取りまとめをして、議長を通しての申し入れがある場合は、申し入れをさせていただくということで、7月末までに取りまとめをさせていただきたいと思います。そうすると、11日の公表前に、そっちの日程もあれだね、決めなければいけないね。それでは、本日の委員会、その他のところで、次回の日程調整をさせていただきます。

3 審査事項

付 議 事 項 な し

4 その他

委員長 きょうが22日ですので、今週だと25日、来週28日当たりどうで

すか。

委員間で日程調整

委員長 28日の10時、特別委員会を。それと11日を目安に考えますと、その前の週、8日・4日の週ですけども。4日の週でも早いほうがいいよね。

その次の日程 委員間で日程調整

委員長 それでは、次回の委員会を7月28日の月曜日、午前10時。そして、その次は8月5日の火曜日、午前11時ということで。今日お話しましたように7月28日は、その間までに各派の中でしっかり話をさせていただいて、議会フロアのあり方等のお話をぜひ、していただきたいと思います。それで議会として取りまとめをして、意見が統一できるものであれば、しっかりと当局のほうに出して行くと、要求水準書のほうに載せていただくということでやります。8月5日は、それを踏まえて11日の公表されるもの、募集要項等の最終形のものをお出しをいただいて、ということになりますので、28日は先ほど言ったように議会側の話と。それから5日の質疑では遅いので、もう。だから28日はこれの、きょういただいた資料ですので、中見がしっかりまだ見ておりませんので、28日の日にはこの、きょういただいた資料に対する質疑も含めてやらせていただきますので。これに関しては、当局のほうは、答弁できる説明員の方をお願いしたいと思います。よろしいですかね、それで。

質 疑 、 意 見 な し

委員長 そのことを踏まえた御案内を各委員にはお出しをしますので、よろしくお願いをいたします。それでは、その他、皆さんのほうで何かございますか、よろしいですか。

意 見 な し

委員長 また、このように急に委員会の開催を決める場面も多々あると思います。市長、議長におかれましては、公務のほうで出席がならないという場合は多々考えられますので、そのときには、あのような形で、優先順位をつけていただければ結構ですので、よろしく願いをいたします。なければ、以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時43分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長